いう。)は、その性質上、所を総称して「美術品等」と

彫刻等の美術品や工芸品と

ものとされている。絵画、 減価償却資産に該当しなど 価値の減少しない資産は、

税法上、

時の経過により

基本通達の改正

美術品等の減価償却

いったもの(以下、これら

日本税務会計学会

令和5年5月 月次研究会

美術品の税務

済力に比べてアート市場は 2 美術品とは何か

ときだといわれる。著作権 を有しない純粋美術と実用体の鑑賞を目的とし実用性 の複製を利用したいなど美 それを鑑賞の対象として所 法では、美術を専らそれ自 術品としての価値を認めた は、その作者以外の人が ある作品が美術品となる し、取引し、展示し、そ 断する基準は参考になる。いので、実用性の有無で判についての明確な定義がな

分かれ、その価値評価が必るかしないかの価値判断が過によりその価値が減少す有者の主観によって時の経 明らかにされていた。しか 客観的に区分することが困 るために平成26年12月に基 取引実態と乖離してきたと 済状況の変化等により、従し、美術品等の多様化や経 本通達によりその取扱い 本通達が改正された。改 とから、その実態に対応す きる美術品等の範囲がその 来の基準による減価償却で 難であるため、従来より、基 償却資産であるかどうかを 価値が減少しないことが明 のとされる。

素材の経済的価値が取得価 める小型の工芸品のように らかなもの」とは 高価な素材が大部分を占

しも一様ではなく、

「時の経過によりその

ドル以上の資産を持つ富裕 ス18%、中国(本土+香港) も言われながらも、その経 層も世界で3番目に多いと 3%と次いで、日本のシェ 本は世界3位のGDPの イギリ 用したものを美術工芸品とうち手工的な一品製作に応 相続税の評価の税務上の 行っている。そこで、美術 のために様々な取り組みを も含めアート市場の活性化 となることを目指し、税制 している。税法には美術品 術品とし後者の応用美術の の純粋美術による作品を美 り扱いについて整理する 品の減価償却、譲渡所得、 て成長し、国際的なアート した応用美術に分け、前者 品に美術の感覚技法を応用 エコシステムの一大拠点

②の要件を満たしていたと 況や使用状況から見て美術 当該用途にのみ使用される 見て美術品等としての市場 の設置状況や使用状況から が生じないように展示され 仮定した場合にその設置状 3 価値が見込まれないとまで しても、③の要件であるそ ているものは、たとえ①や 込まれないもの 品等としての市場価値が見 ととが明らかなもの に収納され、退色や傷付き ただし、ガラスケース等

「時の経過によりその 産に当たるとした事例 ィーク家具等は、

償却資産には該当しないも は言えないことから、減価 いので、

3・12・18裁決) 過により価値が減少する資 通じて購入した高額なアン 外国のオークションを 兄のデザインを基に、 時の経

アートの国際的な拠点とし ている。政府は、我が国が 先進国最低レベルに止まっ

トのようになる。

リカが全体の45%、

9兆円)と推定され、 品売上は678億ド

2022年の世界の美術

-ル (約

はじめに

規模があり、また100

アは約1%となっている。

ものをいう。 かなもの」とは次のような 価値の減少することが明ら 不特定多数の者が利用 「時の経過によりその

2 する場所の装飾用や展示用 く。)として取得されたも (有料で公開するものを除 他の用途に転用すると 移設することが困難で

れた事例とポイント 産に該当するか否かを争わ い美術作品が生まれてきて 償却資産のソフトウエアに は無体物のデータにすぎな いる。特にデジタルアート やデジタルアートなど新 ないと考えられる。 め、私見だが減価償却でき も該当しないと思われるた ム機能がなければ無形減 に該当せず、またプログラ インスタレーションアート 表現方法の多様化により 美術品等が減価償却資 有形減価償却資産

とされる (所法9①九)。

いては所得税を課さない_ ものの譲渡による所得につ の他の資産で政令で定める する家具、じゆう器、衣服そ

員益通算不可

い美術品等

非課税 接渡社

(所法9②)—

旅遊組

旅遊並

譲渡掛

(所法9①九、所令25)

生じなかったものとみなす

(2)

生活用動産とはならな

合の譲渡損益について(事) 所得は非課税とされないとう及び美術工芸品の譲渡 30万円を超える書画、こつ ち、1個又は1組の価額が 生活に通常必要な動産のう (所令25二)。

業所得や雑所得となる場合 額が30万円以下の場合一個又は一組の譲渡価

非減価償却資産 時の経過によりそ の価値が減少する はい 減価償却資産

2

フェラーリは、

髙橋

はい

減価償却資産のフローチャ

毅[武蔵野]

(3)ものをいう。 美術品等の耐用年数

刻など建物と構造上独立・ る。 ば、 物の取得価額に含めて建物 は、彫刻に要した費用は建 外の絵画などは8年とな 彫刻などは15年、 に応じて判定され、 分とはいえない場合に 美術品等の構造や材質等 なお、建物本体への彫 室内装飾品の金属製の 金属製以 例え

の他の親族が生活の用に供 所法9②一)。例えば、50万ない(所法9①九、所令25、 とができないことになる。 円で譲渡して30万円の譲渡 他の所得と損益通算すると 損が生じても、その損失は 円で購入した美術品を20万 他の所得と損益通算はでき とされ、譲渡損が生じても 譲渡損益はなかったもの

(所法69①、所令198) \emptyset ~者が所有するもの 商品等として評価する

6 おわりに

いる。美術品には一般の資的な価値」をあわせ持っている価値」をあわせ持ってある一方、金融商品のようある一方、金融商品のようがな価値」がある一方、金融商品のようがな価値」がある。 美術品は、私たちの日々

評価する際の路線価のよう 格算定方法の制度化が必要 も日本でも美術品の課税価 の2つの基準から選択して 格指数と美術作品価格指数 う。諸外国では課税価格算 を算定するのは困難を伴 健全な活性化という面から 税の公平化やアート市場の 算定することができる。 方法として韓国美術市場価 術品鑑定協会があり、算定 では鑑定機関として韓国美 ころもある。例えば、韓国 定方法を制度化していると な基準がないためその時価 類似品の取引事例を参考に しにくいこと、また土地を と考えられる。 美術品は一点ものが多く 課

れており、破損、摩耗する 口.現実にその用途に従 されたもので代替性がある こともあると認められるこ 兄の死亡後に弟により制作 て日常、家具として使用さ 年程度経過したにすぎない 両であることを踏まえたと いものであるとはいえない 少価値を有して代替性のな しても、歴史的価値又は希 両に比して入手しにくい車ものであるから、一般の車

用又は期間の経過により減 法38条2項に規定する「使ことが認められるから、所 使用する目的で購入された まではいえず、車両として 価値又は希少価値を有して 価する資産」に該当すると 代替性のないものであると 歴史的 取引されているとしても、 車販売価格を超える価格で 希少価値を有し代替性のな ハ・中古車市場において新 たことが認められること。 標を表示して公道を走行り 録をされ、 いものであるとは認められ て使用する目的で購入され ていたことから、車両とし 道路運送車両法上の登 自動車登録番号

産されてから10年ないし20イ・売却時点においても生 された事例(令2・3・

田 税

者の死亡の日であり、贈与

は、被相続人または遺贈

館館長の精通者意見価格に

格と課税庁による美術 ョン会社等の精通者意 納税者によるオー

ついて争われたが、裁判所

代の場合は、贈与によって

。また、「時価」とは、

産権を取得した日とな

取引実例価額及び近時の

価

はいずれも採用せず、売買

格動向から取得価格を相続

得の時」とは、相続税の場

金額は、その時の現況によ

(相法22) とされ、「取

クシ

いいて、

時価により、当該財産の

年前にオークションを通じ

被相続人が相続開始の6

20最高裁判決)

て購入した絵画の評価額に

一該財産の取得の時におけ

取得した財産の価額は、

遺贈又は贈与によ

争われた事例(平成19・9) 世界的名画の評価額が

額から控除すべき債務の

裁決)

なる美術品等の範囲を簡潔 価値の減少しない資産」と 古美術品、古文書、 出土品、遺物等のよ うに歴史的価値又は 希少価値を有し、代 替性のないもの いいえ 時の経過によりそ の価値が減少しな いことが明らかな もの 額の大部分を占めるような 取得価額が1点100 万円以上である いいえ

にまとめると右のフローチ

て(4) とともに償却する。 デジタルアートについ

ではない」といった趣旨か ることや、どうしてもお金 ら、「自己又はその配偶者そ 合にまで課税するのは適当 などを売るというような場 が必要なために家具や衣類 じても通常はごく少額であ 渡した場合、「譲渡益が生 生活に通常必要な動産を譲 生活用動産の譲渡 美術品等の譲渡所得

一個又は一 組

が所有するものとそれ以外 美術品は、財産評価基本 「額」とされる。 ものとに区分して次のよ 評価)により、販売業者 |達135(書画骨とう品 に評価するとされる。 美術品の評価 書画骨とう品の販売 たな

いて成立すると認められる

り、「不特定多数の独立 「観的な交換価値のことで

開始時の時価と認めるのが

相当であると判断した。

課税価格算定方法の制

一事者間で自由な取引にお

した棚卸資産の評価方法に なることができる つ品 売買実例価額、精通 者意見価格等を参酌して評 でする が所得の金額の計算上選定たい場合は、当該販売業者 個々の評価額を算定しが い場合は、当該販売業者

さ、 税務上の取り扱いを確め、 税務上の取り扱いを確め、 税務上の取り扱いを確

5書画、こっとう及び美術工芸品 (所令25)

譲渡益は譲渡所得となる 価額が30万円超の場合

産」の譲渡益と損益通算で

〜生活に通常必要でない資(所法33①)。 譲渡損は「他

美術品等の相続税評価

渡損についてはなかったもきる。通算できなかった譲 のとされる (所62)。